

商品名	○無担保住宅ローン（空き家解体を取り扱う場合の特例）
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	<p>○次の要件全てに該当する方</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方</p> <p>②申込時の年齢が満18歳以上の方</p> <p>③安定継続した収入がある方</p> <p>④次のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 <p>⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること</p> <p>⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者</p> <p>⑦一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</p>
お使いみち	<p>①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む）</p> <p>※①は、申込日時時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人またはその親族が所有する建物であること ・ 事業専用で使用していた建物でないこと
ご融資金額	○500万円以内
ご融資期間	○3ヶ月以上20年以内
ご融資利率	<p>○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率 年2.45%～年2.95%</p> <p>※パートナー協定等優遇金利 年0.50%以内の適用可</p> <p>※団体信用生命保険を付保する場合は、上記金利に0.30%～0.50%を加算</p>
貸付形式	○証書貸付
ご返済方法	○毎月元金均等・元利均等割賦返済（6ヶ月以内での据置可） （6ヶ月ごとの増額返済も可能ですが、融資金額の50%以内かつ1万円単位となります）
連帯保証人・担保	○不要
保証料	○（毎月払い方式）※ご融資利率に含まれます。
団体信用生命保険	<p>任意 ※ご加入の場合、下記金利が上乗せになります。</p> <p>①一般団信 （上乗せ金利 0.30%）</p>

商品名	○無担保住宅ローン（空き家解体を取り扱う場合の特例）
	<p>②がん団信（同上 0.40%）</p> <p>③三大疾病（同上 0.45%）</p> <p>④フルサポート（同上 0.50%）</p>
遅延損害金	○年14.60%
支払方法	<p>○工事契約先等に振込</p> <p>※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込しなくても可</p> <p>※支払済資金は除く</p>
必要書類	<p>○本人確認資料</p> <p>運転免許証表裏<運転免許証を持していない場合は、個人番号カード、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏></p> <p>○年収確認書類（公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類）</p> <p>※100万円以内の場合は徴求不要</p> <p>○資金使途ごとに定める対象物件の全部事項証明書（申込日時時点で発効日から3ヵ月以内のもの）</p> <p>※お使いみち②の場合は徴求不要</p> <p>※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可</p> <p>※申込人と空き家所有者との続柄の確認は、信用金庫による聴取メモで可</p> <p>○支払済資金の場合は、領収書、通帳等</p>
手数料	○繰上返済時には、金庫所定の手数料がかかります。
その他	<p>○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。</p> <p>○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p>
保証対象と ならないもの	<p>○支払先が、申込人または配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業</p> <p>○支払先が、申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子</p>
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。

日本海信用金庫